

野田市宅地開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年12月28日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第326号

野田市宅地開発指導要綱の一部を改正する告示

野田市宅地開発指導要綱（平成31年野田市告示第108号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「努め」の次に「、又は次条に定めるところにより説明会を開催し」を加える。

第18条を第19条とし、第6条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（説明会の開催等）

第6条 開発区域面積が5,000平方メートル以上の宅地開発事業（市長が周辺の良好な生活環境の保全に支障がないと認めるものを除く。）を行おうとする事業者（以下この条において「特定事業者」という。）は、近隣居住者等（次に掲げる者をいう。次項において同じ。）に対し、事業計画の内容の説明会を開催し、了解を得るよう努めなければならない。

(1) 開発区域の敷地境界線からの水平距離が当該宅地開発事業において建築する建築物の高さの2倍の範囲内にある土地（次号において「対象土地」という。）及び建築物の所有者又は居住者

(2) 対象土地をその区域内とする自治会の区域内の土地及び建築物の所有者又は居住者

2 特定事業者は、前項の規定により説明会を開催するに当たっては、近隣居住者等に対し、当該説明会の開催の周知に努めなければならない。

3 特定事業者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。